

部落解放同盟高知県連合会からの要請（2015年6月9日付け）に対する回答

（団体）

差別事件の実態把握に関する県の初期対応や集約・分析、市町村をはじめ関係機関との連携などの対応策について、行政責務として部落問題解決・人権侵害解決に向けた体制と取組を確立されたい。

（県）

差別事象については、関係者の人権に配慮しながら、差別した人への啓発と、差別された人へのケアを基本とし、実際に発生した場合は、一市町村内のものはその市町村で対応し、複数市町村に関係するなど広域的なものについては、必要に応じて県が調整し、市町村が取り組むこととしており、市町村から助言を求められたり、県として必要があると認められるときは助言等を行っています。また、県有施設などで起きた場合には県が対応することとしています。

なお、差別事象については、市町村に情報提供をお願いするとともに、学校関係についても、同様に、教育委員会から情報提供を受けています。こうした情報については、県民に身近な人権侵害に気づいていただき、人権意識を高めてもらうために、様々な人権侵害の事例等を含む啓発資料を作成し、人権の実態として公表しています。

今後においても、同和問題の解決に向けて、また、県民すべての人権が尊重され、安心して暮らすことのできる社会をめざして、市町村をはじめ関係機関と連携しながら、粘り強く、継続して啓発に取り組んでいきます。

（団体）

本県で開催される、第38回全国人権保育研究集会（2016年1月開催）および第41回部落解放・人権西日本夏期講座（2016年6月開催）に対し積極的な支援、協力をおこなわれたい。

（県）

第38回全国人権保育研究集会については、県教育委員会において、高知県、高知県教育委員会の名義で後援をすることとなっています。

第41回部落解放・人権西日本夏期講座については、夏期講座の内容を確認させていただいたうえで、対応を検討します。